宇治茶生産省エネ推進緊急対策事業に係るQ&A

令和4年7月11日現在

<補助対象者について>

	質問内容	回答
]	補助対象者は、共同工場だけでしょうか。	共同工場以外に、府内の茶生産農家による個人工場も対 象とします。
2	茶の仕上げ加工等をする茶商工業者は補助対象にならないのでしょうか。	本事業は、茶生産農家や茶生産農家で構成する組織による荒茶製造工場を対象としており、茶商工業者は補助対象ではありません。
3	複数の茶工場を持っていますが、申請 は1つだけしかできませんか。	茶工場毎に複数申請いただけますが、補助上限額は事業 実施主体毎でまとめて設定されます。

<補助対象となる取組について>

		,
1	本事業の省エネ製茶機器とは、どのよ うなものですか。	重油やガスを燃料として動作する、荒茶製造工場で使用される製茶機器を指します。具体的には、ボイラー、揉み茶用バーナー、熱風発生機、てん茶炉用バーナー等が対象です。ただし、燃焼装置とセット導入の場合に限り、蒸機本体や製茶機本体、てん茶の火炉(鋳物部分)の導入も対象とします。
2	補助対象とならない機器は、どのよう なものですか。	揉捻機や搬送機械(コンベア)など、重油やガスを燃料 として動作しない機器は、補助対象となりません。
3	導入機器の省工ネ性能に指定はありま すか。	本事業では、バーナーや熱風発生機のみの導入も対象としており、一律に省工ネ性能を指定することが難しいため、設定しておりません。省エネルギー取組計画に基づく取組と本事業での省エネ機器導入により、燃油使用量の15%削減を目指すものとします。
4	中古機器の導入は、補助対象となりますか。	中古機器の導入は補助対象となりません。新品の機器導入により、燃焼装置を一新することで、燃油使用量の削減を図ることとします。
5	事業はいつまでに完了する必要があり ますか。	事務処理の都合上、できれば令和5年2月末、遅くとも3月10日(金)までをめどに設置完了するようにお願いします。また事業実施主体は、令和5年3月末までに、事業費を支払い完了し、実績報告書を提出してください。

交付決定前に設置した製茶機器等は、 補助対象となりますか。また事業対象 期間内に設置できなかった場合は、ど うなりますか。 交付決定前に購入・設置した製茶機器や、事業対象期間を過ぎて設置された製茶機器は補助対象となりません。 半導体や基盤等が入手しづらい状況が続いているため、 事業申請にあたっては、製茶機械メーカーや代理店等 に、年度内完了(できれば令和5年2月末、遅くとも令 和5年3月10日)が可能である旨を十分に確認の上、申 請を行ってください。

<補助対象経費について>

1	新型機器の導入が要件とのことです が、既存機器の更新は補助対象となり ますか。	既存機器から新品機器に燃焼装置を一新することで、燃油使用量の削減に資するため、機能向上した機器の導入として、補助対象とします。
2	省工ネ製茶機器の導入・設置に要する 費用として、既存機器の撤去費用は補 助対象となりますか。	既存機器を置き換えての導入となる場合、撤去費用も補 助対象とします。
3	補助金で導入した既存機器を処分し て、本事業で新型機器を導入する取組 は、補助対象となりますか。	既存機器を導入する際に活用した補助金で規定する、財産処分の制限を遵守してください。 耐用年数期間や一定期間中の財産処分を禁じている補助金を活用した場合、その期間中は、既存機器の処分はできません。また財産処分届等の提出・承認が必要な補助金の場合は、必要な手続きを各自で行ってください。
4	導入に伴う基礎工事は、補助対象とな りますか。	機器設置できる環境整備は、茶工場の建屋として本来備えておくべき条件ですので、機器設置のための基礎工事は、補助対象となりません。
5	消費税は、補助対象となりますか。	財源が国庫であり、消費税を含む租税公課は補助対象に なりません。
6	補助金額は、どのように計算するのですか。	対象となる経費の合計(消費税抜き)に、補助率を掛け、千円未満を切り捨てた金額となります。

<事業費及び補助率について>

1	補助金額に制限はありますか。	1事業実施主体当たりの補助金額は、共同工場1,000万円、個人工場400万円を、補助上限とします。
2	複数の荒茶製茶工場を持っており、申請も複数行いますが、補助金額はどうなりますか。	複数の申請があった場合、事業実施主体毎にまとめて合 算した金額を申請額とし、1事業実施主体当たりの制限 が掛かります。
3	採択件数は決まっていますか。	予算の範囲内で、取組内容を審査して採択の可否を決め
		ますので、採択件数は固定したものではありません。

<申請手続きについて>

		荒茶製造工場の所在地を所管する管内の、京都府の広域
١,	申請書はどこへ提出すればよいです	振興局農林商工部農商工連携・推進課に提出してくださ
1	か。	い。(ただし京都市、乙訓管内は、京都府農林水産部農
		産課が窓口となります。)

<採択基準について>

1	採択は、どのように行われるのです か。	採択基準は、該当工場の受益者数・面積、茶種、導入機器、機器の燃油使用量、国事業への加入状況等とし、予算の範囲内で、補助事業者を選定するものとします。
---	------------------------	--

※その他ご不明な点があれば、相談窓口・提出先にお問い合わせください